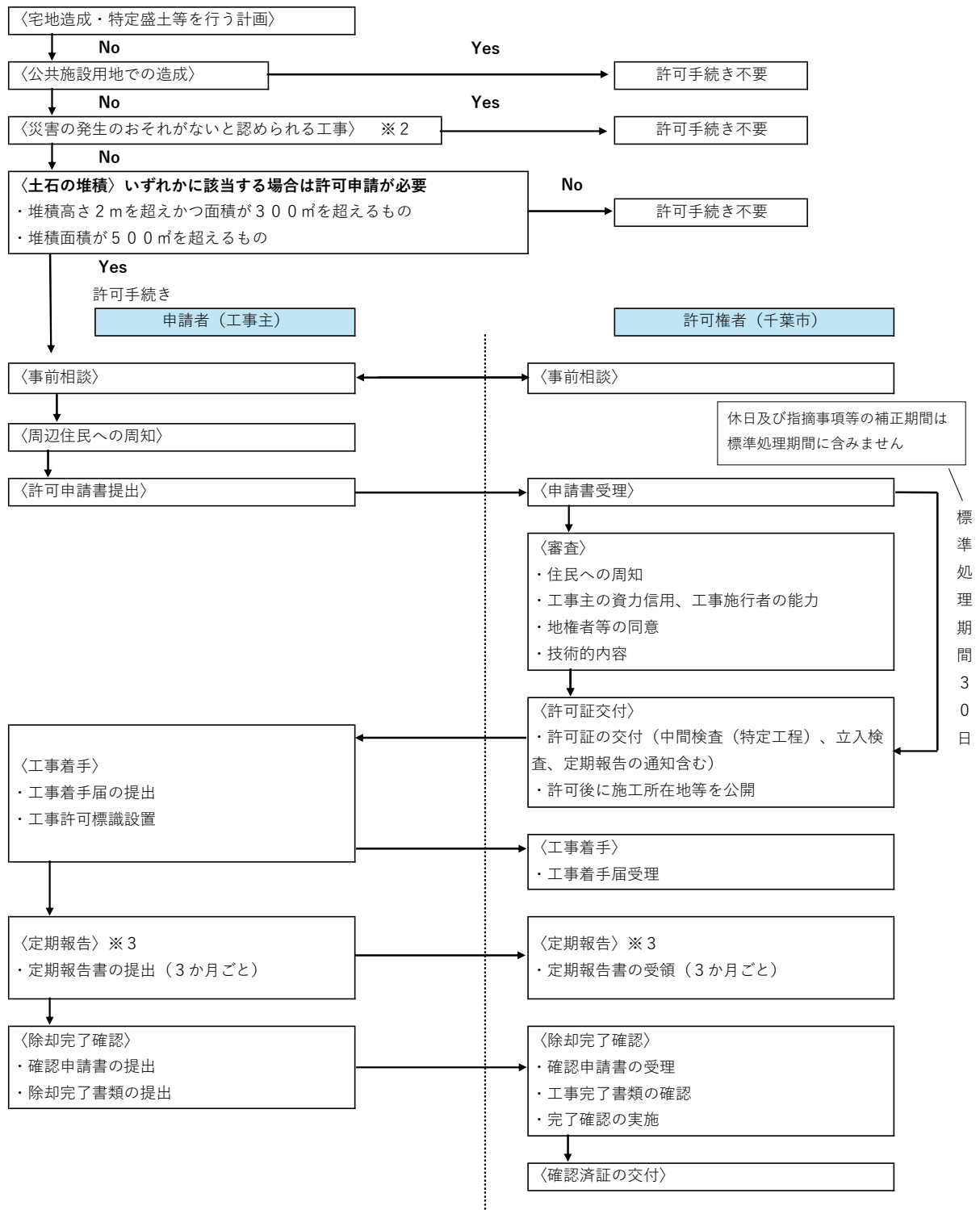


土石の堆積における許可手続き※1



※1：土石の堆積とは一定期間を経過後後に除却することを前提とした行為で、ストックヤードにおける土石の堆積、工事現場外における建設発生土や盛土材料の仮置き、土石に該当する製品等の堆積、等が該当します。千葉市宅地造成等工事技術指針を参照してください。(P.107)

※2：災害の発生のおそれがないと認められる工事については千葉市宅地造成等工事技術指針を参照してください。(P.16)

※3：定期報告が必要な規模については千葉市宅地造成等工事技術指針を参照してください。(P.45)